

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市ホームページ運用管理システム(C M S)における西淀川区ホームページ改修業務

2 契約相手方

キステム株式会社

3 随意契約理由

大阪市ホームページ運用管理システムの運用保守業務は、デジタル統括室とキステム株式会社が一括して契約している。

一方、今回の改修業務については、上記運用保守業務の対象外として有償による業務委託となるが、改修後の運用保守業務はキステム株式会社が担うこととなる。

そのため、大阪市ホームページの運用保守業務と本業務は密接不可分の関係にあり、同社以外の者に改修業務を履行させた場合、改修後に何らかの障害が発生した時に責任の所在が不明確になるなど、業務に著しい支障が生じるおそれがある。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、キステム株式会社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

西淀川区役所政策共創課（電話番号 06-6478-9891）